

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和6年度の被保険者証等の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（黄色 → 水色）

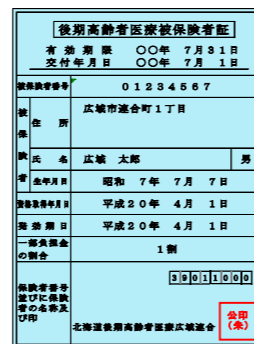
現在、ご使用の「黄色」の保険証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい「水色」の保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら8月1日から差し替えてご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

○保険証を紛失したときや汚れたときは、保健福祉課までご相談ください。

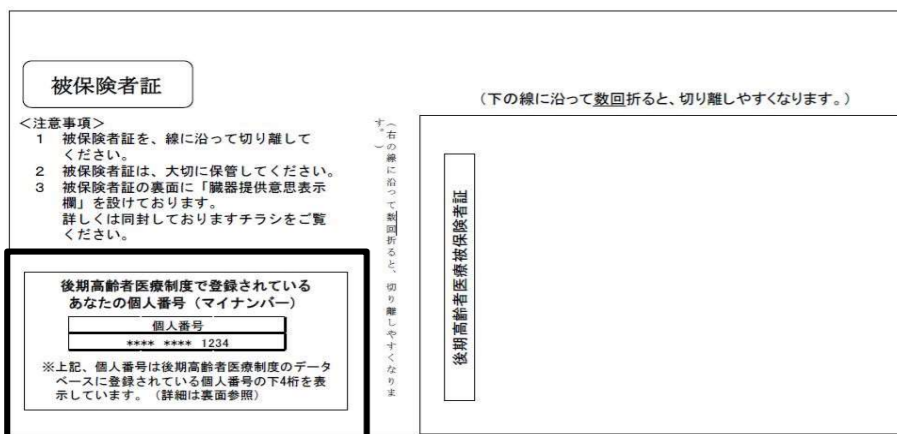
新しい保険証は「水色」です



■ 7月の保険証送付時に個人番号の下4桁をお知らせしますのでご確認ください

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4桁を下図のように、あわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

<表面>



※図はイメージです。実際の送付時と変わる可能性があります。

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色 → 橙色）

現在、ご使用の「黄緑色」の減額認定証及び限度証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に「橙色」の新しい減額認定証及び限度証を郵送しますので、8月1日から差し替えてご使用ください。

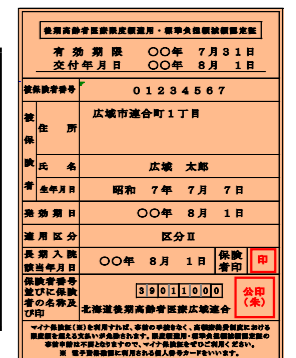
新たに必要となる方は、以下の交付要件に該当することをご確認の上、新冠町保健福祉課国保後期高齢者医療係へ申請してください。

※有効期限は保険証と同じで、令和7年7月31日です。

新しい減額認定証 及び 限度証は「橙色」です

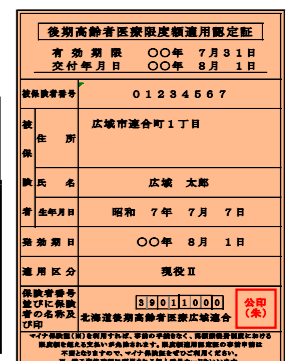
◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方



◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯の被保険者の方



※裏面は保険料のお支払いについて

<お問い合わせ先>

北海道後期高齢者広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
【電話】011-290-5601

お住まいの市町村
【住所】〒059-2492
新冠町字北星町3番地の2 保健福祉課国保後期高齢者医療係
【電話】0146-47-2113

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和6年度の保険料のお支払いについて ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和6年度の保険料につきましては、7月に郵送でお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

均等割
【1人当たり保険料】
52,953円



所得割
【本人の所得に応じた額】
(令和5年中の所得—最大43万円)
×11.79%



1年間の保険料
【限度額80万円】
(100円未満切捨)

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望の方は、新冠町保健福祉課国保後期高齢者医療係へお申し出ください。
(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳、お届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(52,953円 → 26,476円)

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

＜お問い合わせ先＞

北海道後期高齢者広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

【電話】011-290-5601

お住まいの市町村

【住所】〒059-2492

新冠町字北星町3番地の2 保健福祉課国保後期高齢者医療係

【電話】0146-47-2113